

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

元京北第二小学校図工室及び児童会室の活用業務

2 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3 委託金額の上限

金3,000,000円(税込)

4 委託料の支払条件

本市において検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

なお、前金払及び部分払は行わない。

5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであるため、実際の委託契約締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

6 事業概要・目的

京北地域は、平安京造営の際には、木材の供給地として禁裏御料地の指定を受けるなど、自然、歴史、文化の豊かな地域であり、いままも芸術家等の作品の制作等に適した環境にある。一方で人口減少・少子化という課題があり、令和2年4月の京北小中学校の開校に伴い、山国地域の京北第二小学校が令和2年3月末に閉校した。元京北第二小学校の一部は「京都市京北文化遺産センター」として活用されているが、未活用のスペースが残されている。

本市では、アート市場の活性化や芸術家等をはじめとする文化芸術関係者が京都に居住・制作・発表する環境づくりを推進していくこととしている。

これらを踏まえ、文化芸術振興及び京北地域の活性化を図ることを目的に、元京北第二小学校の図工室及び児童会室（以下、「当該スペース」という。）を芸術家等の活動拠点・多目的スタジオとして活用する。

7 委託内容

当該スペース（参考：別紙1）を、芸術家等の活動拠点・多目的スタジオとして活用するため以下の業務を行うこと。

- (1) 芸術家等が活動拠点・多目的スタジオとして利用しやすいスペースとなるような企画提案・調達・レイアウト等を行うこと。
- (2) 当該スペースは継続的に誰もが使用できるように企画提案・調達・レイアウト等を行うこと。
- (3) 当該スペース活用期間中は、地域との連携を意識した活用を行うこと。また、元京北第一小学校のアトリエ兼アート倉庫スペース等と連携し、一体となって事業を行うこと。

※ 当該スペース使用期間中に事業者自身のために行う整備・物品の調達等及びワークショップ等の実施に係る費用は事業者負担とする。

※ 当該スペースの使用時間は、事業者選定後に協議のうえ決定する。

8 報告書

次に掲げる資料について、委託業務完了後速やかに作成し、電子データで京都市に提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) その他当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料

9 支払手続

委託業務完了後、京都市において上記「8 報告書」において作成する資料の内容等に基づき履行を確認したうえで、受託者の請求により支払う。

10 その他本市が指示するもの

上記のほか、本市からの指示に応じて本業務に関する資料を提出すること。

11 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は本市が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (2) 受託者は、本業務についての秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表及び転用しないこと。
- (3) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、企画・広報内容の決定など判断を要する場合、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、京都市の担当者を確認し、その指示に従うこと。
- (4) 各種法令及び基準等を守ること。

12 非常時対応について

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。

13 その他

- (1) 本業務委託を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。
- (2) 成果物に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者は本市の許可なく成果物の内容を公表しないこと。
- (3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし、協議が調わない場合は本市が定めるものとする。

<参考>

○ 元京北第二小学校 図工室及び児童会室

図工室	2階、64 m ² 、空調設備なし
児童会室	2階、40 m ² 、空調設備なし

<図工室>



<児童会室>

